

プリンス・オブ・ウエールズの鹿児島来訪

―特に島津家の歓迎について―

吉 満 庄 司

(本館 学芸専門員)

はじめに

黎明館では、平成一三年一月三日～四月一五日に企画展「松方正義とその時代」を開催したが、その準備中に、松方正義の遺品の中から『松方正義関係文書』^(註1)にも未掲載の史料が数点確認された。

史料の内容は、大正一一(一九二二)年に鹿児島を訪問した英国皇太子プリンス・オブ・ウエールズ(以下ウエールズ殿下)^(註2)に対する、島津家を中心とする歓迎準備についての打ち合せの議事録の類である。松方正義は島津家の家政顧問をしていたため、島津家関係の史料が多数残っているが、本史料もその中のひとつである。

ところで、イギリス皇族の鹿児島来訪という、アーサー・オブ・コンノート(以下コンノート殿下)が有名で、『鹿児島県史』^(註4)にも詳細な記述があり、『鹿児島市史』

やその他の編纂物にも必ず紹介されている。しかし、ウエールズ殿下の鹿児島来訪については、『鹿児島県史』には本文の記述はもとより別巻の年表にも全く記載はない。『鹿児島市史』等についても同様である。

したがって本稿では、まず今回見つかったウエールズ殿下関係史料を紹介し、併せて当時の社会情勢等を検討する。また明治大正期における松方正義と島津家の関わりについて整理し、さらにコンノート殿下来鹿の際の歓迎ぶりとうエールズ殿下の時のそれを比較検討し、当時の国際情勢についても若干考察を加えてみたい。

一 松方正義史料に見るウエールズ殿下の鹿児島来訪

松方正義は明治初期から大正末期まで半世紀以上という長期にわたって政府の中枢にあり、その間、総理大臣・大蔵大臣をはじめとする要職を歴任した。したがって松方正義に関する史料は、金融財政関係を中心に質量ともに群を抜いている。しかも松方本人が生前から専門家に史料の調査収集を行わせ、自身の伝記を作成させたこともあって、^(註5)まとまった史料が伝存している。



その後、史料はその散逸の防止と活用の促進をはかるため、金融財政関係に関するものは大蔵省文庫^(註6)へ、また個人的なものは国会図書館憲政資料室へ、そしてその他の史料は那須の別荘(萬歳閣)へ残された(後に大東文化大学東洋研究所に移管)。したがって、現在松方正義の関係史料の主要なものはこの三カ所に分散して収蔵されている。なお、この三カ所の史料を大東文化大学東洋研究所で活字化し全集として刊行したが、前述の『松方正義関係文書』である。

ところで、黎明館には松方家から提供を受けた松方正義関係資料が収蔵されているが、そのほとんどが調度品や装飾品といった遺品類で、文書類はごく僅かである。その中で今回確認されたのが、このウェールズ殿下の鹿兒島来訪の際の歓迎準備に関する史料である。

〔史料一〕

大正十一年二月十五日午後二時永田町別邸ニ於テ英国皇儲殿下鹿兒島へ御立寄ニ付中川鹿兒島県知事山本鹿兒島市長ト歓迎準備打合せ開催

協議事項

第一山之内家政監督ヨリ此事件決定后宮内省へ出頭打合ノ事ヨリ島津家ニ於ケル準備事項ノ概略ヲ陳述ス

次ニ知事並ニ市長ヨリノ談話及ヒ打合事項ノ概要左ノ如シ

- 一 鹿兒島ニ於ケル歓迎ハ県市合併ニテ行フコトナルヘキモ今日迄ハ未定ナリ準備協議会等モ未タ一回モ開カス御上陸時間等不明ニ付唯コンノート殿下先年御来麩ノ例ヲ調査シ置ク事ニシ出京ノ上夫々打合せ決定スル考ナリキ

一 余興ノ件ハ島津家ニ於ケル模様ヲ伺ヒタル上協議スル考ナリキ磯邸ニテハ別ニ余興ヲナス軍艦ニ軍樂隊アレハ其上陸ヲ請ヒ奏樂ノミヲナス見込ナリシモ種々協議ノ末御食後柴笛数矢(東郷流)打廻(葉丸流)等ヲ御覽ニ供スル方可然ト相談県市ヨリハ武者行列、棒踊、加世田稚児踊焙烙合戦ノ見込

一 島津家ノ献上品ハ鎧一領薩摩焼花瓶一对及弓ト矢並ニ御食事ノ際随員並ニ之ニ準スヘキ方々ニ薩摩焼香炉一個宛ヲボンボニヤトシテ差上ル事

一 城山御登山眺望ヨキ場所ニ御休憩御喫茶其ノ折薩英戦争並ニ西南戦争談等ヲ為シ興業館ニ台臨ヲ願ヒ県市ノ献上品ヲ捧呈シ了テ式場へ御案内余興等台覧ノ事余興等台覧中ニ日本茶ヲ差上ル可ナランカ御立ノ際ニ御別レトシテ三鞭酒ヲ差上ルモ可ナラン教育参考館へノ台臨ハ陳列品豊富ナラス且尚古集成館ト大同小異ナルヲ以テ寧口同教育参考館ノ御巡視ハ見合セ同館陳列品中重ナルモノヲ尚古集成館へ集メル方可然

一 薩英戦争ノ時ノ薩軍使用丸玉ハナキヤ万一英国ノ弾丸ト同時ニ御覽ニ供スルコトヲ得ハ最モ妙ナラン依テ陸軍省等二問合セル事沖小島ニ英軍使用ノ弾丸アリト聞ク此レハ薩英戦争記念碑ノ下ニ据ヘ付アリト(山口磯邸出張所長ノ談)

一 城山御登山ハ雨天ナレハ御中止御茶ハ興業館一室ニ於テ差上ル事然ルトキハ自然磯邸御休憩時間ヲ延長シ何カ特種ノ余興ヲ御覽ニ供スル準備ヲ要スルラン雨天ノ場合ニ於ケル御巡覽時間割取極メルコト

御上陸並ニ御巡覽時間割

正午 御上陸直ニ自動車ニテ磯邸へ台臨

(三十分間)

午後零時二十分 磯邸御着望嶽楼へ御休憩庭内竹林等台覽

(四十分間)

同一時 午餐(約一時間)

同一二時 余興了テ磯邸御立集成館へ

同一二時三十分 集成館御着同所台覽(三十分間)

同一三時 集成館御立城山へ(十分間)

同一三時十分 城山下登山口へ御着直ニ御登山

同一三時三十分 頂上御休憩所御着御休憩(四十分間)

同一四時十分 御下山(十五分間)

同一四時二十五分 城山下御着 興業館へ

同一四時三十分 興業館御着同所御巡覽(十五分間)

同一四時四十五分 興業館御立照国神社前式場へ

同一四時五十分 式場御着拝謁奉迎文朗読(十分間)

同一五時 余興(四十分間)

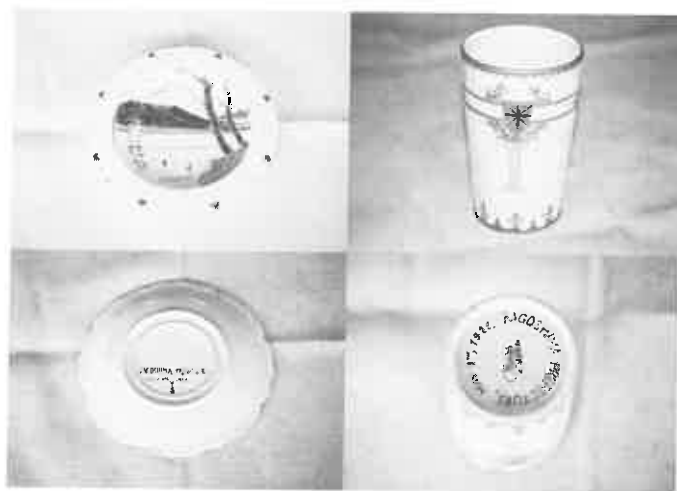
同一五時四十分 御立棧橋へ(十分間)

同一五時五十分 棧橋御着

同一六時 御乗船

知事市長島津家々主代理等ノ御乗艦へ御出迎ハ未定之レハ宮内省ニ於テ追テ決定スルトノ事

- 一 玉利博士ハ「バラ」ノ咲ク時候ニハ多少遅レ居ルモ氷室ニ入レ置ク等ノ保存法ヲ講シテハ如何トノ意見モ有之御食事ノ際適宜ノ場所ニ飾リ其中優秀ナルモノニ鉢ハ薩摩焼ノ鉢ニ植付御土産トシテ軍艦ニ送附スル事
- 一 御一門ハ御夫婦磯邸へ御出ニナリテモ差支ナキ事
- 一 健児社ノ歴史ヲ調ヘル事



「史料二」は、大正一一(一九二二)年二月一五日に東京永田町の島津家邸で、中川鹿兒島県知事・山本鹿兒島市長出席のもと開催された打合会の議事録である。おそらく最初の協議であったと思われる、当日の日程は決定しているものの、具体的な準備についてはまだ確定されていない。歓迎は鹿兒島県・鹿兒島市・島津家の三者が協力して行うことになっていたことが分かる。

「御食事ノ際随員並ニ之ニ準スヘキ方々」に「ボンボンヤ」として薩摩焼香炉一個宛を差し上げることあるが、ボンボンヤ(Bonbonniere)とはキャンディーのボンボンを入れる容器のことで、薩摩焼の香炉をキャンディー入れとしてお土産に準備したのである。現在、その薩摩焼の

香炉そのものを確認することはできないが、その際作られ関係者に配付されたと考えられる薩摩焼のコップと絵皿が黎明館に寄託されている。コップの方はユニオンジャックと旭日旗が描かれ、絵皿の方は錦江湾と桜島が描かれており、いずれもウェールズ殿下の鹿児島来訪の一九二二年五月二二日という日付が底部に記されている。

なお、史料中の「興業館」とは、明治一六（一八八三）年に渡辺県令が県下商工業の改良発達をはかるために建設した施設で、現在の鹿児島県立博物館考古資料館がその建物である。明治二七（一八九四）年に「物産陳列場」と改称され、大正一〇（一九二一）年四月には農商務省令商品陳列所規定により「鹿児島県商品陳列所」となっていた。しかしこの史料を見る限り、正式名称は変わっても通称「興業館」と呼ばれていたことが窺える。

同じく「教育参考館」とは、大正八（一九一九）年四月に南洲神社後方の隣接地に開館し、西郷隆盛を中心とする郷土偉人の遺品や西南戦争関係の資料を展示していた鹿児島市立の博物館のことである。教育参考館は、「陳列品豊富ナラス」して「尚古集成館ト大同小異ナルヲ以テ」「御巡視ハ見合セ」るとなっているが、「鹿児島市立教育参考館陳列品目録」を見ると、書画・写真・刀剣等約三〇〇点もの良質の資料が展示されていたことが確認できる。したがって「豊富ナラス」というのは資料の点数が少ないのではなく、資料が幕末維新期に偏っているということを指しているものと思われる。

一方「尚古集成館」の開館は大正一二（一九二三）年五月で、この時点ではまだ開館していない。しかし旧集成館機械工場の改築工事は大正九（一九二〇）年九月には完成しているので、正式な開館に先がけウエ

ールズ殿下を迎えるため、急ピッチで準備をしたものと思われる。したがって当時まだ尚古集成館という名前は一般的ではなかったらしく、新聞には「集成館跡の陳列場」という表現がされている。

また、バラの花を氷室に保管し貴賓の来訪までもたせるなど、歓迎する側の並々ならぬ気配りも垣間見られる。玉科博士とは我が国第一号の農学博士で鹿児島高等農林学校長の玉利喜造のことで、同年二月二日付で貴族院議員に任ぜられている。

〔史料二〕

大正十一年二月二十一日午後一時三十分ヨリ宮内省式部長官室ニ於テ英皇太子殿下来五月九日鹿児島御立寄ニ付準備上ニ係ル打合事項
出会者左ノ如シ

井上式部長官 渡辺式部官 上野大膳頭 伊東事務官

中川知事 山本市長 山之内家政監督 早川家扶

山口出張所長

島津家ニ関スル事項

一、鹿児島ニ於ケルプログラム決定ノ事

一、午餐ハ可成鹿児島独特ノ和食ニスル方可然ト式部長官、渡辺式部官等ノ勧誘アリテ孰レ島津家ニ於テ協議ノ上決定ノ事

一、和食トスレハ無論メニユーハ必要ナキ事

一、献上品ハ多分庭焼花瓶一對鎧一領并ニ弓矢二決定スヘキ事

但太刀ハ松平頼壽伯爵等ヨリ献上ノ趣ニ付同品ハ面白カラサ

ルノミナラス他ノ理由ヲ以テ不賛成者モアル故見合ノ事

一、余興ハ海軍々楽隊ノ外ニ柴笛、東郷流数矢、薬丸流打廻ノ事

但雨天ノ際ハ城山御登リ御見合ニナリ磯邸ノ休憩時間延引ノ

場合アルベキニ付別ニ余興ノ必要ナキカ考慮シ置クベキ事

一、宮内省ヨリ二月末又ハ三月初二下検分ノ為メ鹿兒島出張ノ事

一、家主代理者等ノ主人側及家職ノ服装ハモーニングニテ相当ナリトノ事

一、午餐場ナル御座ノ間ニ別ニ敷物ヲナサス在来通り畳ノ

俣（椽吾座ノ敷き付ヲ要ス）トシ腰掛台ノ上ニ座蒲団ヲ敷キ前

ニ高キ御膳ヲ置ク方好都合ナルベシトノ事

一、右御座敷ニテ靴下ノ上ニ穿ツベキ大形ノ毛足袋を準備スル事

又万一ノ用意トシテ靴力バーモ準備必要ナルベキ事

一、靴拔器（木製ニテモ宜シ）二三個ノ準備ヲサバ便利ナルベキ事

一、午餐ニ於ケル殿下御陪食ハ重モナル人丈二十人位トスル事

但人数ノ都合ニ依テハ随員ノ一部ハ他ノ重ナル人ト共ニ別室（八畳三室ノ処）ニテ可然トノ事

一、殿下及御陪食ノ方々其他特種ノ人ニハ香炉形ボンボニヤヲ提供スル事

一、場合ニ依リテハ右ノ外庭内ニ別ニ食堂ヲ設ケ洋食ヲ提供スルモ可ナランカ

一、洋食及アイスクリーム、サンドウィッチハ大膳職ニテ調理方引受テ宜敷トノ事

一、大膳職ヨリ配膳人一名、料理人一名鹿兒島ニ出張セシムル事

一、左ノ品物ハ大膳職ヨリ携帶ノ事

紅茶 葉巻苺 埃及紙巻苺 洋酒類

一、左ノ品物ハ島津家ニテ準備スル事

平野水 和酒類 茶器類 ナイフ ホーク ナフキン

コップ類 食器類

一、料理用ストーフハ島津家ニ在合ナクハ鶴鳴館ニテ調理シ磯ニテ温メル事ニシテモ差支ナキ事

一、和食ノ場合ハ和食ノ外サンドウィッチ、フライ、冷肉、果物、

アイスクリームヲ添エル方可ナルヘシ又三鞭、赤葡萄酒、地酒、

日本酒、平野水、ウイスキーノ如キモノモ同断ノ事

一、和食ノ場合ニ於ケル給仕人ハ市内ノ美麗ナル処女ヲ頼入ノ事トシ前以テ練習ヲナス事

一、大小便所及手洗所ヲ設備スル必要アリ之ハ下検分ノ節確定スル事

一、宮内省ノ先発員ハ前以テ陸上ヨリ鹿兒島ニ到着スル事トナルベキ事

一、接伴員御召艦又ハ護衛艦ニ乗組ム方何等カノ方法ニテ当日鹿兒島ニ到着アルベキ事

一、薔薇花ヲ御座敷又ハ其他ノ適當ナル場所ニ飾リ其中優秀ナル一対ヲ軍艦ニ差上ケル事

一、公爵代理者及知事市長等重ナル人丈五六名以内ハ御乗艦迄御出迎ヲナシ御上陸ノ供奉ヲナス事

右ノ外重ナル人々ハ棧橋ニ奉迎シ自動車御乗組ノ後退散スル事

一、鹿兒島棧橋ノ御上陸ハ正午トシ直チニ自動車ニテ棧橋通ヨリ左へ旭通ヲ右へ県庁前ヲ右ニ国道筋ヲ經午後零時二十分磯邸ニ御

着ノ事

一、磯邸内錫門外ニテ御下車望岳楼迄御徒歩御小憩ニテ海陸ノ風景

台覧ノ事

此処ニテ御親類及重ナル人々拜謁ノ事

右了テ竹林及庭園内御巡覽此時記念樹御手植ノ事

一、午餐八午後一時ヨリ約一時間トシ午後二時迄ノ事

一、午餐後御撮影引続余興台覧ノ事

一、尚古集成館ニ八午後 時御着同館ハ薩英戦争ノモノ其他島津家

祖先以来ノ歴史的物品ヲ凡ソ別紙伺書ノ通陳列シテ台覧ニ供ス

ル事

一、薩英関係ノ小冊子ヲ印刷シ殿下初随員等ニモ差上ケル事

鹿兒島御着ノ船中ニテ台覧ニ供スル方便宜ナルベキ旨式部長殿

ヨリ注意アリ

(参考)

一、 県市ニ関スル事項

一、 棧橋ニハ御通路又ハ赤色ノ敷物(管内省ニテ使用ノモノト同品)

ヲ敷付ノ事

一、 市内ノ御通路中適當ノ場所ニ学校生徒堵列ノ事

一、 各戸ニ日英国旗掲揚ノ事

一、 城山上ノ御休息所ハ天幕張ニ椅子卓子ヲ備付天幕ハ床板等ノ必

要モナク単ニ日覆丈ノ目的ニテ可成簡單ニスル事

但附近ニ葭簾張ニテ簡單ナル便所ヲ設クル事

一、 城山上ニテハ御茶、ウイスキー、ソーダ、サンドウィッチ、ア

イスクリーム、苺等ヲ差上ケ風景台覧又戦争ノ説明ニテモ申上

クル事

但給仕人ハ島津家ニボーイノ準備アルトキハ之ヲ借用スル事

右御茶ノ時ニ要スル平野水ハ鹿兒島ニテ準備ノ事トシ洋酒苺紅

茶サンドウィッチ、アイスクリームハ大膳職ニテ用意ノ事

但茶器等ノ如キハ薩摩焼ヲ用ユル方却テ宜シク余リ立派ナル

モノニハ及バズ又ナイフホークハ特製ノ竹製却テ宜クトノ事

一、 興業館ニテ産業及教育等ニ関スル物ヲ陳列シ台覧ニ供シ又献上

品御披露ノ事

一、 献上品及台覧品目ニ係ル打合アリ献上品ハ可成多数ナラサル方

ヲ可トスル事

一、 奉迎文納箱ニ係ル事

一、 余興ハ武者行列、加世田稚児踊、棒踊トスル事

一、 雨天ノ場合ハ城山ハ御取止ニテ興業館及式場丈トスル事

余興ハ小雨ナレハ式場広場上段ニ御棧敷ヲ設ケ台覧アリテ差支

ナカルベキモ甚シク降雨ノ場合ハ興業館内ニテ余興台覧ノ準備

ヲナス方可然トノ事

一、 海軍接伴員ハ山本信次郎大佐ナルベク近々発表サルベシトノ事

一、 本邦ノ護衛艦ハ未定ナルモ之モ近々決定スルナラントノ事

一、 日没後ニハ祝砲ノ交換出来サル規定アル様ニテ又御発艦モ日没

ニ至ラサル内ガ宜キ事ナルベキニ付夫等ハ海軍ノ接伴員ト打合

ラレル方可然トノ事

一、 御乗艦ノ際或ハ艦載水雷艇等ニテ或ル一部分丈熔岩ノ台覧アル

ヤモ難計事

一、 英艦乗組員ニ景色絵葉書ヲ配布ノ事

但殿下御写真ハ見合ノ方可然トノ事

一、英艦乗組員ノ重ナル人ハ艦長ニ交渉ノ上差支ナキ限りハ招待スル事

一、接伴員ノ旅館ハ自然其準備ヲ要スル事



〔史料二〕は前回の県・市・島津家三者の打合を踏まえ、その六日後の二月二一日に宮内省式部長官室で開かれた打合会議の議事録である。島津家側と県・市が担当する準備がきつちり分けて列挙されており、献上品は他家との重複を避けて選定したり、雨天の場合の日程など細かな点まで心配りがなされていることが分かる。

特に飲物やデザートも含めた食事には細心の配慮がなされており、宮内省の大膳職から配膳人・料理人が出張することとされ、その際紅茶・煙草・洋酒類は大膳職から持参すること等が確認された。

「午餐後御撮影」とあるが、この時に撮影した写真は松方正義の遺品中にもあり、今回の企画展にも展示した。写真中央は島津康久、向かって左側一人おいてウェールズ殿下、右隣は東郷平八郎。

なお、尚古集成館に陳列する資料については「別紙伺書ノ通」とある

が、今回「伺書」そのものは確認できなかった。しかし、その内容は「史料三」で窺い知ることが出来る。「薩英関係ノ小冊子」とは、「史料四」の「薩摩と英国」であろうと思われる。

なお県及び市側も、通行する道路沿いに生徒等を配置したり、各家庭に日英の国旗を揚げさせるなど、細かなところまで計画している状況が記されている。

〔史料三〕

早川家扶鹿児島出張ニ付鹿児島ニ於テ取調ヲナシタル事項
一、教育参考館ヨリ借用シ得ル棚及視箱

一、視箱 新規 長五尺八寸 幅二尺六寸 五個

一、同 黒塗古物 長五尺八寸 幅二尺六寸 五個

但此ノ分ハ塗直シ使用ヲ要ス

一、陳列棚 奥行三尺二寸 横六尺二寸五分

高 六尺八寸 硝子高四尺二寸五分 二個

一、同 奥行三尺三寸 横三尺三寸

高 七尺 硝子高五尺六寸 二個

一、陳列棚新調取調（迫長次郎山之内岷熊橋本亀次郎へ調製方ノ引受ヲナス）

九州工業株式会社佐久間政次郎見積

棚代 塩地製正一分磨硝子入ラック研出シ

増谷家具店代瀬戸山洋家具店見積

棚代 塩地製正一分磨硝子入ラック研出シ

金二百四十八円五十銭

視代 同

金二百七十六円五十銭

増谷家具店代瀬戸山洋家具店見積

金三百三十五円

視代 同

金二百二十円

出来上り据付期限
四月二十日迄

出来上り据付期限
四月二十日迄

- 一、日本料理古式ノモノハ石原家近親ニ就キ取調タルニ心得居ルモノ更ニナシトノ事又諸方ニ聞合タルニ同断
- 一、会席料理及鹿兒島風料理取調左ノ通

大阪風会席料理

松本直造

献立書別紙ノ通ニテ代価(三汁十三菜ニテ二十五円位)

会席ニテ十五円位)

青柳楼

御大札ノ節京都御所ノ御料理ニ従事シタル料理人三月十日

日過着麩ノ筈ニ付大阪風献立書ハ追テ差出ノ約束

鹿兒島風料理

青柳楼

献立書別紙ノ通ニテ代価(取肴付ナレバ十三円位)

取肴ヲ省ケバ七円位)

原口政助

献立書別紙ノ通ニテ代価十円乃至十三円位

一、日本料理用膳椀具

一本膳一式 金椀ニ春慶塗ノ高膳ナリ

河野藤次郎方ニ完備ノモノノ三十人前

一同上 黒塗金椀ノ高膳ナリ

藤武喜助氏方ニ完備ノモノノ四十人前

一同上 黒塗金椀ノ高膳ナリ 藤武ノ定紋付

藤武喜兵衛氏方ニ完備ノモノノ四十人前アルモ同家ノ定紋アル故今回ノ分ニハ適応セス

膳具 宗和会席 一式

膳具 一式

松本料理人所有ノモノノ輪島塗ニシテ器物モ立派ニテ三十人前アリ

膳具 一式

谷山次郎所有ノモノノ四十人前ニテ立派ナルモノナリト云フ

一同上 会席少々高キ方 一式

野上氏所有ノモノノ五十人前アリト云フ

一本膳及会席等 一式

青柳楼所有ノモノノ余リ上等ニ非サルモ五十人前アリ

島津壯之助男御所有ノ御行列道具アリ御行列道具品目ヲ東京ニ

テ取調ノ上山口出張所長ニ通知シ現品ト引合ヲナシ若シ完備シ

居ルモノトセバ尚古集成館ニ陳列シテハ如何トノ見込

同家ニ紫ト白ノ段々緘大將鎧ニテ狐ノ堅物アル完備セル至極上

等品(正房ノ太刀及采配等迄附属ノ品)アリ

同家に金小札卯ノ花緘ノ鎧及外ニ三四領ノ鎧アリ

右ノ外鎧ハ尚帖佐国分等ノモノ取調ノ事トナリ居レリ

一、陳列ノ専門家取調

二、山形屋陳列主任 画家 黒田子爵承知ノ美術学校卒業生

山下兼秀

一、市役所陳列係囑託 別紙名簿ノ通 各学校長及島津家探訪委員等九名ナリ

一、御書院御床寸法左ノ通

高一丈〇九寸 幅九尺二寸

一、御小座御床寸法左ノ通

高四尺七寸(床張金地牡丹ノ絵以上) 幅六尺一寸

一、御床ノ御掛物並御棚飾ハ袖ヶ崎ヨリ持越ヲ要スルコト

御書院御床 御掛物

一、同 違棚上 料紙文庫及御棚飾

一、御小座御床 御掛物(御床飾ノ必要ナキヤ)

一、同 袋棚ノ上 棚飾

一、御床ノ間ノ花瓶ハ磯邸ノモノ不適當ナルトキハ他ヨリ臨時借用ノ見込

一、御書院及御小座御納戸元御納戸方面畳表及椽呉座ハ新規取替ノ事

一、薔薇ノ鉢ニ彩色用トシテ桜島ト磯邸ノ写真ヲ至急山口出張所長

ニ送付スル事

一、御正門用日英国旗及玉ト房ヲ袖ヶ崎ニテ新調送付ノコト

一、旗 幅七尺八寸 長一丈一尺 但日ノ丸ニ枚ト英旗一枚

一、房 大サ見計ノコト色ハ緋色ノコト

一、玉 旗ニ相当スル大形ノモノ

一、玄関用ノ幕新調送付ノコト

幅及長サ等ハ袖ヶ崎在来ノ紫白幕ニ準シ新調ノコト

一、玄関ニ国旗ノ入用アラハ日章旗ニ枚ト英国旗一枚及房ト共ニ新調送付ノコト

幅六尺三寸 長九尺二寸

一、望岳楼ニ於ケル日本茶ハ宇治茶ノ如キ上等茶ヲ用ユル方然ルベキカ

一、御手洗所ト御便所間ノ目隠幕ノ要アラハ寸法左ノ如シ

高サ五尺八寸三分 幅三尺四寸五分

一、日高写真館ノ写真ノ引延シハ全紙大ナレハ一枚代金十五円ナルモ立テ三尺五寸ノモノナレハ一枚三十五円ナリトイフ

一、久光公御画像寸法ハ額椽 縦五尺 横四寸二尺 画像 縦三尺九寸五分 横二寸一尺 ニシテ額椽ニ左ノ通掲記シアリ

(紀元) 2543 Naojiro Harada

一、磯邸ニ和銃三三十挺 内火繩筒四五挺 アリ尚古集成館ニ陳列シテハ如何

一、柴笛ノ曲目ハ町田仲熊ノ申出ニ依レバ左ノ如シ

一、山陽ノ川中島詩吟

一、高音

一、追分節

右ハ東京ニテ吟味ノ上御望ノ曲目又ハ洋曲々譜ニテモ示サレタシトノコト

一、腰矢ノ件溝口武夫ヨリ聞取

当日ノ挙行スベキコト左ノ如シ

腰矢(矢継早ノコト)ノ押詰 六人 六人ノ射手ヲ得サルト
キ八四人トス

同 前後左右 溝口一人

右八分間ヲ費ス見込 前々日ニ予行ヲナス筈

外二手伝四人ヲ鹿兒島又ハ出水ヨリ連レ来ル見込

右腰矢八甲冑ノ装束ヲナシテ相勤ム終了ノ後若シ数矢ヲ御望

ミアラハ甲冑ノ俣ニテ相勤メテモ宜シクトノ事

右ニ付出覺往復旅費並滞在費共合算シテ四泊ノ場合ハ一人ニ

付金二十八円、又三泊ノ場合ハ二十五円ヲ支給サレタシトノ

コト若鹿兒島ニテ射手及手伝ヲ頼入タル場合ハ費用ヲ減スル

トノコト但溝口ハ六泊其他ハ四泊ノ予定ナリト云フ

打廻シ等ノ件薬丸幸吉ヨリ聞取

打廻シ手 一人

打廻シノ間ニ敵二人掛リ来ル(一分三十秒)

抜き 一人

長棒ニテ打掛リ一人(一分間位)

長棒二 二人

長キ棒ト短キ棒ニテ打合(一分間位)

右打廻シニ地上ニ建テタル棒ハ紙製ノ(ハツブリ)ヲ冠セテ

ハ如何トノコト

右ノ御挨拶ハ先例金五十円ナリシトノコト

一、尚古集成館ノ間敷(総朝四十二間 幅六間半)

内陳列場 長三十間 幅六間半 監視詰所 長五間半 幅六間半

倉庫 長五間半 幅六間半 間壁ニケ所ニテ一間位

一、尚古集成館ノ壁ノ高サ

白壁ノ部分十三尺二寸 白壁上部ノ板壁三尺

一、尚古集成館内ニアル齒車ノ切レ八本ト心棒一本ハ保存シ置キテ
ハ如何

一、同館裏庭ニアル金切器機一台ハ館内ニ持込ム必要ナキカ

一、同館ノ石鉢移転場所及其設備方ノ事

一、水神、地神、竈神御遷座場所ノ事

一、献上用重藤弓注文ノ事

一、重藤ノ弓一挺 一矢十二本 一箆一個

一、矢建 一個 一小手一着 一弦巻一個

新調代凡二百円内外ナラントノコト

外ニ弓袋 金欄ニテ上布ノ裏付弓ノ寸法七尺三寸ナリ 一個

此分ハ東京ニテ調製ヲ要ス

磯ニアル吹上ニテ御用ヒノ弓袋寸法 長九尺九寸 幅三寸

一、食卓用ノ卓子ハ鶴鳴館ニ在合ノモノ十五脚位迄ハ借用シ得ルコ

トニ約束シ置ケリ寸法左ノ如シ

食卓寸法 高サ二尺五寸 長サ六尺 幅三尺

〔史料3〕では、島津家側の更に詳細な準備事項が記されている。ま
ず尚古集成館の資料展示用の陳列棚・覗きケースの確保についてだが、
一部は新調し、その他は教育参考館から借用するとされている。

次に料理であるが、まず代々島津家の庖丁人を務めた石原家の関係の
者に尋ねたが、すでに石原流を継ぐ者はいなかったようである。膳椀具
の調達については、各家に所有するものを具体的に調べている。

尚古集成館に展示する資料については、分家の島津壯之助(註1)所有の行列道具・鎧類や帖佐・国分の鎧の出品を検討している。また「陳列の専門家」として、黒田清輝の門下生で美術学校卒業生の山下兼秀（当時、山形屋陳列主任）がリストアップされているが、展示の監修の依頼を検討したものと考えられる。

また「御床ノ掛物」並びに「棚飾」は東京の袖ヶ崎の島津家本邸から持つてくることが検討されている。同じく正門用の日英国旗も袖ヶ崎にて新調することとなっている。

なお、久光公御画像の額縁に記名のある作者の Naojiro Harada は原田直次郎（一八六三～一八九九）で、ドイツ留学を経て明治美術会で活躍した人物である。

「史料四」は「薩摩と英国」という表題が付いており、「史料二」に言う「殿下初随員等二毛差上ケル」ため作成された「薩英関係ノ小冊子」の草稿と思われる、所々朱で添削されている。内容は生麦事件以前から大正間に及ぶ薩英関係史である。紙面の関係上、最終章のコンノート殿下の来日から今回のウエールズ殿下来日までの部分だけ紹介し、その前段は章立てのみ挙げる。

「史料四」 「薩摩と英国」

- (一) 生麦事件前、(二) 生麦事件と薩英戦争、(三) 薩英講和、
- (四) 薩英の親善、(五) 幕仏の離間と其由来、(六) 英公使の入薩、
- (七) 薩藩の英式陸海軍と英学奨励、(八) 薩長間と明治維新、
- (九) 維新後の薩英関係
- (十) 島津氏と英国

明治三十九年（西暦千九百六年）英国皇甥コンノート(Comnough)殿下御来朝の際特に駕を鹿児島に扞げさせられ三月三日午前十一時三十分磯別邸に御来着あり、同夜晩餐会了りて御一泊あらせられ、翌四日御乗艦ありたり、当時海軍兵学校に在学中なりし島津公爵は暇を得て親しく殿下を奉迎し物を献じ且つ余興を御覧に供したりき。

次に大正元年（西暦千九百十二年）コンノート殿下再度御来朝あり、九月十二日午後五時島津公爵の永田町別邸へ来臨せられ、公爵は御茶を献ぜられたり、同く七年（西暦千九百十八年）コンノート殿下三度御来朝の時も六月二十四日袖ヶ崎本邸を御訪問あり、公爵は午餐を饗せられたり、英国皇帝の御近親にして御名代たる同殿下の三たび島津公爵邸に臨まれしは島津公爵及び鹿児島人士の光榮にして是れ旧く且つ親しき薩英関係の賜なるを信ずる者なり。

島津公爵の三弟なる男爵島津忠広君は幼少より英国貴族風の教養を受け長ずるに及び英国留学の志あり、乃ち大正三年（西暦千九百十四年）七月を以て意を決して英国に赴き、翌四年（西暦千九百十五年）一月劍橋大学に入学せしが、修業中欧州大戦に際し同大学教授及び学生等多く出陣して研究上の不便を感じるに至りしより、六年（千九百十七年）二月休暇を得て帰朝せり、現に式部官兼主猟官の職に在り。

島津家三十代の当主忠重公の家督を相続するや、皇室の藩屏たる責任を尽して国家に貢献する所あらんとし、進んで身を海軍に委ね、軍職に在ること已に十数年、夙に宇内の趨勢と祖先以来古き歴史を有する家門の立場とに鑑み、軍事研究の傍広く国際関係及び社交場の研究をなすべく、又一には維新前より特別の関係ありし旧誼を温

め以て両帝国の和親に資せんがために多年英国留学の希望を有せしが、大正九年（西暦千九百二十年）の末海軍大学校を卒業したるを機とし遂に外遊の意を決し、翌十年（西暦千九百二十一年）三月出發四月十九日英国に着し倫敦に滞在して軍事を研究し、傍国際関係及び社交研究に従事しつつあり、公爵夫人も亦歳十一月二十八日を以て渡英の途に上り、十一年（西暦千九百二十二年）二月十七日倫敦に安着し夫妻相会して因縁深き英国に在留しつつあり。

茲に此の記事を終るに方り、過去六十年來の薩英關係を回顧するに最初の不祥なる出来事は一変して親交の媒と為り薩人は英国に依りて文物を吸収すると共に、英国の外交政策に信頼し顧慮する所なく、維新の鴻業を翼賛することを得たるが、英国も亦薩人と親善なりしがために我が国情の推移に曉通し、正当なる外交政策を執りて善く維新の政変に処し、以て吾が国外交界に優越の地位を占め、遂に日英同盟を現出して両国協調の下に東洋平和の維持者たる光輝を發揚せり、四国協調の成れる将来に於ても亦必ず両国の旧誼と親交とを持續して世界の平和に貢獻する所甚だ大なるべきを疑はず、而して鹿兒島湾の波光と城山桜島の山色とは今も国交の淵源を映出す、此の地曩にはコンノート殿下を迎へ、今又英国皇太子殿下を迎へ奉る、人民懼喜の状は山河草木の光一入麗はしく照り暎ゆるにも知らる可きなり。

コンノート殿下の三度に及ぶ来日、当主島津忠重・弟忠広の英国留学について述べられ、明治末から大正年間にかけての薩英間の深い親交が強調されている。コンノート殿下の来日の内、鹿兒島を訪れたのは明治



三九（一九〇六）年の一回のみで、後の二回は東京の島津家邸への訪問であつた。特に三回目の訪問では、前年新築したばかりの袖ヶ崎邸を訪れ、忠重に「英国ヴィクトリア第四勲章」を授与している。

島津忠義三男忠広が幼少より英国貴族風の教養を受けたとあるが、これはイギリス人家庭教師ミス・ハワードから受けた教育のことを指すものと思われる。ミス・ハワードは、島津家顧問の松方正義等の提案で進歩的・民主主義的な風習や考え方を忠重や弟達に身につけさせるために採用された英国婦人で、明治三四（一九〇一）年から四一（一九〇八）年までの七年間にわたつて島津家に住み込みで教育にあつた。^{（註1）}

なお、今回確認できなかったが、おそらくこの「薩摩と英国」は、ウエルズ殿下来訪までに日英両国語で刊行され、両国関係者に配付されたものと思われる。

〔史料5〕

英国皇太子殿下磯邸台臨二関シ大正十一年三月一日渡辺式部官下檢分二付左記ノ人々出会シ打合事項左ノ通

渡辺式部官 中川知事 山本市長

山口出張所長 早川家扶

一、緑門ハ必要ナキコト

一、国旗ヲ本門丈ニ揚クルコトトシ日ノ丸ヲ向テ右ニ英国旗ヲ向テ左ニ交叉スルコト

一、本門ノ敷石及木柵ヲ自動車ノ通行シ易キ様改造ノ事

一、本門ノ地伏横木ヲ取外シ得ル様改造ノ事

一、錫門及鶴ノ間御中門ハ現在ノ程度ニ於テ修理ヲ加ユルコト

一、車寄ニハ幕ヲ掲クル事但板壁等ニハ幕ヲ引廻シノ必要ナキモ壁ハ現状ノ俣清掃スルコト

一、殿下御着艦ノ節ハ公爵代理ハ知事市長等ト共ニ御乗艦ニ奉迎シ棧橋外ニテ御乗車ノ場所迄供奉ヲナシ公爵代理丈ハ近道ヨリ磯邸ニ先着ノ事

一、殿下磯邸御着ノ節御下乗場所ハ車道下トシ同所へ公爵代理及家政顧問等奉迎同所ヨリ公爵代理御先導望岳楼へ御案内顧問等ハ随従ノコト

一、但家職ハ御下車場附近適當ノ場所ニ奉迎ノコト

一、御一門方ハ錫門内ノ正面板壁涯ニ整列シ御通り掛ニ拝謁ノコト
一、鶴ノ間御中門御通行ノ頃ヨリ下庭梅林裏ニ於テ海軍々樂隊奏樂ノ事

一、望岳楼ニハ殿下用茶卓子籐椅子及随員其他用ノ丸籐椅子ヲ見計ニテ楼内及其附近ニ備付ケ茶卓子ヲ所々ニ散布シ煙草灰落口切燐寸等ヲ準備スルコト

一、同所ニ御着ノ上ハ直ニ日本茶ヲ差上ルコト

一、同所ニテ最モ重ナル人々丈拝謁ノコト

一、同所ヨリ庭園内及竹林等御巡覽途次元五社神社前ニ御手植ノ事

一、庭園及竹林ノ御通路ハ石橋ヲ渡リ左ニ側ニ添ヒ川上ノ黒門ヲ出テ右ニ石段ヲ上リ竹山内階段御上リノコトモアルベキコト

一、竹山ハ自然ノ俣トシ可成人工ヲ加ヘサルヲ可又階段通路ノ掃除ハ落葉丈ヲ取除ク位ノ程度トスル方可ナルベシトノコト但シ階段中ニ散乱シタル石丈ハ取除キ整理スルコト

一、竹山ヨリノ御帰路ハ御庭神社後黒門ヲ御通行同所石段ヲ下リ川ニ添ヒ左ニ石橋ヲ渡リ望岳楼脇ヲ経テ御小座一ノ間正面踏石ヨリ御上リ御小座一ノ間（御休息所）ニ御小憩ノコト

一、御小座一ノ間ニハ絨ヲ敷付其上ニ行啓用ノ椅子卓子等

一、随員等ハ御小座三ノ間（休憩所）ニ小憩ノコト

一、御小座三ノ間ニハ絨ヲ敷付丸卓二個椅子若干并ニ煙草灰落燐寸等一切備付ノコト

一、御納戸ニ献上品ヲ陳列シ御披露ノコト

一、御納戸ニハ敷物ヲ敷付ケ又献上品ハ必要ニ応シ卓子ニ陳列スルコト但シ卓子ニハ奇麗ナル卓子掛ヲ要ス

一、御書院ニ取設ノ御食堂へ御着座

一、洋食ヲ主トシ薩摩風料理ヲ混用スルモノトセハ食卓ハ口形ニシテ殿下ハ床ノ間ヨリ下向ニ御着座他ハ外側丈ヨリ向ヒ合セニスルカ若クハ両側卓子ヲ入側迄持出シ各兩側ヨリ向ヒ合セニスルカ御邸側ニテモ其可否ヲ研究サレタク同時ニ宮内省側ニテモ之ヲ研究ヲナシ追テ取極メノ事

一、殿下丈ノ御椅子ハ行啓用小椅子ヲ用ヒ他ハ在来ノ切張椅子又ハ丸籐椅子ニテ宜クトノ事

食卓ハ殿下及大使主人并重ナル人丈ハ床ノ間附近又ハ中央辺

ニ特ニ卓子ヲ設ケ他ハ丸卓子ノ散ラシニ配置スレハ大二好都合ナルヘシトノコト

御食堂ハ畳ノ俣トシ敷物ヲ要セサルコト

一、御食堂ニテ人員過剩ノ場合ハ元御納戸ノ八帖ニノ間ニ別席食堂ヲ設クルコト

二、御食堂中ハ奥詰所脇御物置前ノ幔幕中ニテ奏楽ノコト

一、殿下用両便所ハ行啓用ノモノヲ用ヒ大便所ハ洋風ニ改メ又同所ノ手洗場所ヲ洗面所ニ用ヒ手洗場ト便所間ノ鴨居ニハ幕ヲ下ケテモ可ナルヘシトノコト

但御洗面所ヲ御便所ト同所ニ設クル事ノ可否ハ島津家ニ於テモ猶ホ研究セラレタシトノコト

鏡ハ普通ヨリモ高クシ下敷ニ白キレースヲ敷付櫛及ブラシ等ハレース上ニ配列スルコト

洗面器ハ陶器トシ石鹼入レ手拭掛タオル及湯ト水トヲ入レル「チャック」二個ヲ準備スルコト

一、随員用両便所ハ旧女中詰所三ノ間裏ニアルモノヲ使用シ大便所ハ洋風ニ改メ手洗場ヲ洗面所ニ使用シ其他ノ準備ハ總テ殿下用ニ同シ

一、御昼食後ハ殿下及重ナル人ニハ御小座一ノ間（御休息所）ニ御休憩御喫煙ノコト

一、昼食後随員等ハ御小座三ノ間（休憩所）ニ休憩喫煙ノコト

一、御喫煙後余興御台覧ノ為メ再ビ望岳楼ニ台臨同所椅子卓子煙草等ノ準備ハ最初御休憩ノ俣トシ更にニウイスキー平野水等ヲ準

備スルコト

柴笛用トシテ花瓶ニ檜葉及橙葉等（柴笛吹奏者ノ希望ノモノ）ヲ卓子上ニ準備スルコト柴笛ハ平素得意ノ曲目ノ外ニ英国風ノ歌ヲ注文スルモ可ナルベシトノコト

一、余興ハ腰矢（引続数矢ヲ演スルモ差支ナシトノコト）薬丸流打廻シ

写真撮影

御食事中ニ撮影場所ヲ準備シ置キ御食事後御撮影ノコト

但場所ハ写真屋ト打合スルコト

一、右終リテ公爵代理御先導ニテ自動車ニ御乗車（御下車ノ位置ニテ）尚古集成館ヘ台臨同館前ニテ御下車公爵代理ノ御先導ニテ陳列品台覧

但反射炉基礎工事ハ御説明申上ケ思召ニ依リテハ現場ヘ御案内スルモ可ナラントノコト

一、右台覧終リシ後自動車御乗車城山下ニ向ケ御出発

一、公爵代理ハ城山及興業館奉迎式場等台臨ノ供奉ヲナシ御乗艦ノ節モ知事市長ト共ニ本艦ニ至リ磯邸台臨ノ御礼ヲ言上セラルルコト

以上

「史料5」は東京での打合を経て、三月一日に宮内省から渡辺式部官が下見のため鹿児島に現地入りした時の協議録である。磯邸における接待の準備計画は、この時点ではすでに迎えから見送りまで非常に細かな点まで決定している。中でも、食事とトイレについては、特に念入り

に検討されている。

なお史料中しばしば出てくる「公爵代理」とは、イギリスへ語学及び海軍軍事のため留学中であつた当主忠重の代理として接待を行った弟康久のことである。

以上五点が今回確認された史料であるが、この後五月九日の来日まで二ヶ月余りあるので、さらに関係者間で打合を重ね、万全の準備を進めていったものと思われる。例えば、「緑門ハ必要ナキコト」とされていたが、その後やはり必要だと判断されたらしく、実際には興業館前に歓迎用の大緑門が作られた。

二 松方正義と島津家

これまで、明治以降の島津家に関する本格的な研究は、長い間なされないまま^(註12)であった。しかし、近年尚古集成館の松尾千歳氏や寺尾美保氏によつて、主に家政史料を基にした多角的な研究が精力的に進められつつある^(註13)。これらの先行論文に導かれながら、明治大正期における松方正義と島津家との関係について見てみたい。

松方正義が初めて島津家の顧問となつたのは、明治一七（一八八四）年のことで、当時松方は大蔵卿として日本銀行を創設するなど金融制度の整備にあつていた時期であつた。顧問就任時の史料は、管見の限り見あたらないが、明治二三（一八九〇）年に島津忠義から松方に宛てた書簡からその事情を窺うことができる。

明治十七年家政改革之際、貴丈へ顧問致御依頼以来、万端御配慮二依り、負債償却之道ハ勿論、殊ニ会計之基本も相立、凡ソ今日は何篇致整頓候二付、顧問御辞退之趣有之、事機無余儀承置候、就而は、今後、猶顧問之名義有無二不拘、御依頼之儀は、不相交御承諾給度、此段、兼而致御依頼、併テ数年之厚意ヲ謝ス、

明治二十三年九月

島津忠義

松方正義殿

(註14)

すなわち、松方は「負債ノ償却」・「会計ノ基本」の確立といった財政上の改革を成し遂げ、明治二三（一八九〇）年に一端顧問を辞任するが、島津忠義は「数年之厚意ヲ謝」し、その後も顧問という名義の有無に拘わらず島津家への協力を依頼している。

明治三一（一八九八）年、島津忠義の死去に伴い一一歳の忠重が跡を継ぎ当主となつたが、この時期の顧問について川村純義・松方正義・大山巖・樺山資紀の四名の名前が挙げられている。

顧問等について

忠義が亡くなつた時、忠重は未成年（一一歳）であつたため、法的の後見人として忠義の弟島津珍彦が選ばれ、さらに左記の合議制の顧問が定められた（『ふるさと』一七六頁）。（継承略）（氏名の下は、生没の年月）

後見人

島津珍彦 弘化1・10（一八四四）〜明治43・6（一九一〇）

島津久光三男、男爵、明治39・10までその任にあつた。

顧問(第一期)

川村純義 天保7・11(一八三六)〜明治37・8(一九〇四)

枢密顧問官、海軍大将、伯爵

松方正義 天保6・2(一八三五)〜大正13・7(一九二四)

内閣総理大臣、公爵

大山 巖 天保12・10(一八四一)〜大正5・12(一九一六)

元帥、陸軍大将、公爵

樺山資紀 天保8・11(一八三七)〜大正11・2(一九二二)

枢密顧問官、海軍大将、伯爵

又、大迫尚敏及び大迫尚道(兄弟で共に陸軍大将)は準顧問格であつたという。右の四顧問は忠重が成年に達した明治三十九年(川

村純義は既に故人)には七十歳前後に達していたるので、ぼつぼつ次期顧問が考慮され始めていたのではないかと想像される。しかし、

大正六年の大正天皇袖ヶ崎邸行幸及び鹿児島で行われた三公銅像落成式、並に大正七年六月コンノート殿下が袖ヶ崎邸においでの際の記念写真には、松方正義及び樺山資紀は共に元氣な姿を見せているので終身元老格として島津家の面倒を見られたものと思ふ。^(註15)

史料中の「三公銅像」とは、鹿児島市照国神社に建立された島津斉彬・久光・忠義の銅像で、大正六(一九一七)年一月二二日に落成式が挙行され、松方は旧藩有志総代として式辞を述べている。

なお、寺尾氏は尚古集成館の所蔵史料「明治三十一年 諸問合 磯邸執事方」により、明治三十一年の家政顧問には松方・大山・川村・樺山の四^(註16)氏の他に黒田清隆・西郷従道も任命されていることを明らかにした。

また、『松方正義関係文書』には玉里島津家当主の島津忠済の松方正義宛書翰も一四点収載されているが、特に明治四一(一九〇八)年付の書翰は家政顧問の依頼に関するものである。玉里島津家の家政の状況についてはほとんど解明されていないが、松方が顧問格として大きく関与したことが窺える。

拜啓、益御清穆、奉賀候、陳者、近頃御迷惑トハ存候得共、家政顧問御依頼申上候間、今後宜布御添慮之程、懇望之至ニ不堪候、先ハ、右御依頼迄、如斯御座候、敬具、

明治四十一年十二月二十日

公爵島津忠済

侯爵松方正義殿

(註17)

最後にウエルズ殿下が来訪した大正二二(一九二二)年頃の島津家の状況を見てみると、松方正義はまだ存命中ではあるが、すでに顧問の世代交代が行われ、牧野伸顕・山本権兵衛が顧問に名を連ね、松方正義以下「明治の元勳」の名前は消えている。しかし、代わって長男の松方巖が正式な顧問ではないものの、島津家の家政に大きく関与していた。大正七(一九一八)年、島津家の家政改革に伴い設置された臨時調査所においても、松方巖は「会計規定」や「各種事業」担当の委員を務めおり、特に資金運用については絶大な影響力を持つていた。^(註18) これらの事情を勘案すると、先に紹介した史料は松方正義関係の史料というより、むしろ松方巖との関係で存在した可能性も考えられる。

三、ウェールズ殿下の来日と日英関係

明治三五（一九〇二）年の日英同盟の締結を契機に、日英間の皇室外交も盛んになった。それに伴い鹿児島にもイギリス皇族が来訪する機会が増えた。中でも明治三九（一九〇六）年のコンノート殿下の鹿児島来訪は、日露戦争勝利の翌年ということもあって市民の熱烈な歓迎を受けた。

大正八（一九一九）年、成年に達した皇太子裕仁親王（昭和天皇）は、第一次世界大戦後の平和回復の気運や戦争の跡を見学し、国際的感覚を身につけることを目的に、翌九年よりイギリスをはじめヨーロッパ諸国を外遊した。皇太子がイギリス滞在中に接待・交歓にあたったのが、ウェールズ殿下であった。帰国後、その答礼としてウェールズ殿下が来日したのである。当時の新聞をもとに日本滞在中の足跡を辿ってみると、まず四月十二日に横浜に上陸し、その後東京で皇太子と再会を果たし、各種の歓迎を受けている。さらに日光・京都・大阪を歴訪し、最後の訪問地が鹿児島であった。

鹿児島ではこれまで見てきたように、県・市・島津家を中心となつて万全の体制で歓迎がなされた。特に鹿児島港では県知事・市長・島津康久を初め、九州全県の知事・代議士、そして東郷平八郎等鹿児島出身の諸名士が揃って出迎えた。殿下の乗った車が通る沿道は、鹿児島市内及び県下から動員された生徒五万三千人を含む総勢二〇万人の市民で埋め尽くされ、割れるような万歳が続いたとい¹⁹う。

このように市民の熱烈な歓迎を受けたウェールズ殿下の鹿児島訪問であるが、明治三九（一九〇六）年のコンノート殿下の来訪に比べ、その

後ほとんど語られることはなく、『鹿児島県史』や『鹿児島市史』にもこの件に関する記述は全くない。これは鹿児島訪問についてのみに言えることでなく、来日の事実やウェールズ殿下の存在そのものも日英関係史の中でほとんど抹消された感がある。最後に、そのあたりの事情について考えてみたい。

まず帰国後のウェールズ殿下の行動を見てみる。一九三六年一月二〇日先王ジョージ五世の死去に伴い、長男で皇太子のウェールズがエドワード八世として即位した。しかし、即位したその年の一月には、アメリカ人ウォリス・シン普森夫人との結婚の意志を表明し、退位問題にまで発展した。結局、王位を弟ジョージ六世に譲り、翌年にはシン普森夫人と結婚し、パリに移住した²⁰。結婚問題がもとで一年足らずで追われるように退位した国王は、日英関係史の中で特に取り上げるべき人物とはならなかったであろう。

次にウェールズ殿下の訪問以降の日英間の外交事情を見てみる。

第一次世界大戦後のワシントン会議における四ヶ国条約（大正一〇年一月一三日締結）で日英同盟の破棄が確定され、大正一二年八月一七日を以て効力を失うこととなった。ウェールズ殿下の訪問はこの直後のことであつたため、接伴員の伊集院彦吉が「鹿児島御訪問と国家的好果」と題して、「日英同盟は今回の四国協約で表面上廃棄されたとは言へ精神的の日英同盟は一朝夕に変するものにあらず形式の如何に拘らず長き同盟の歴史を一貫する温き連鎖は両国民の間に事実の上に依然たる同盟を形造りつつあれば鹿児島奉迎送によりても必ずや多大の効果を奏し得るを信じて疑わす本邦最後の地として又世界的英雄輩出の地として必ずや殿下の御印象を深からしむるものあるべきを以て此地に於ける奉迎

送の効果は殊に国交の上に好果を及ぼし精神上の日英同盟を存続せしむる大なる連鎖となるべきものなり我輩は此の所信を以て鋭意接伴の任に当たるものである」と述べているように、政府も一般市民も日英同盟廃棄後もイギリスとの精神的な繋がりを維持することを願って誠心誠意歓迎したのである。

しかし実際には日英間の関係はその後次第に悪化していき、日本が南進政策をとるとその対立は決定的なものとなり、ついに太平洋戦争へと突入する。ウエールズ殿下の訪日は、日英間の蜜月時代最後の皇室外交で、しかもその最後の訪問地が鹿児島であった。

【註】

(1) 『松方正義関係文書』全一八巻・別巻一卷(昭和五四〜平成九年、大東文化大学東洋研究所)

(2) ウィンザー朝ジョージ五世の長男。一九一一年皇太子になり、第一次世界大戦では陸軍将校として従軍した。気さくな性格で、スポーツを好み、工業地帯を訪れて労働者や失業者の生活を視察するなど、国民との接触に心がけたため人望があつた。一九三六年、エドワード八世として即位。

『英米史辞典』(松村超、富田虎男編、平成一二年、研究社)

(3) 島津家関係史料は国会図書館憲政資料室所蔵の「松方正義文書」に含まれ、『松方正義関係文書』の第一二巻に収載されている。

その内容は、(一) 島津家諸規程、(二) 島津家国事執筆史料抜抄、(三)

碑文に大別され、島津家諸規程の項目を挙げると、①職制、②処務規定、俸給規則、③旅費規則、④辞令書式、⑤財務部細則、⑥処務取扱順序、⑦島津公爵家相談役設置ノ件、⑧注意(島津家之教師の見込書)、⑨家範案・公爵島津忠重、⑩家範補則案、⑪島津家編纂所規程案、⑫財務規程案、⑬退職及死亡賜金規則案、⑭島津公爵家基礎確立二関スル議・山之内一次、⑮齊家ノ基礎確立ト三公ヲ中心トシテ旧薩藩尺忠ノ事蹟編纂二関スル議、⑯島津家臨時調査所規定、⑰尚古集成館設立趣旨・島津忠重、⑱尚古集成館規則抄「内

規」、⑲尚古集成館陳列品案である。

島津家国事執筆史料の抜抄は松方が活躍した長崎・日田県地方にかかわる部分のみを抜抄したもので、碑文は薩英戦争記念碑・島津家朝鮮役碑・島津久光神道碑文の写しである。

(4) 『鹿児島県史』第四卷(昭和一八年、鹿児島県) 五五五頁

露国を破つて国威いや益す我が国に對して、英国は明治三十九年皇族アーサー・オブ・コンノート殿下を遣わして、明治天皇にガーター勲章を御贈進奉ることとなつた。即ち二月二十日、参内して親しく勲章捧呈の後、我が朝野の歓待を享け、各地を巡遊されることとなつた。コンノート殿下坐乗のダイヤモンド号は、東郷・黒木の両接伴員以下随員等乗艦の吾妻・磐手兩艦とともに三月三日午前九時三十分鹿児島湾に投錨した。折しも湾内にありし常磐・千早の二艦及び第一駆逐艇隊、水雷艇等は満艦飾をなして皇礼砲発し、陸上の煙火と相応じて之を歓迎、十時四十分上陸、島津忠重公爵、千頭知事以下市長等の奉迎を受け、沿道奉迎の歩兵二ケ中隊や市民の日英両旗の間を縫つて磯の島津邸に着かれた。昼餐の後、殿下は赤十字社鹿児島支部病院に成らせられ、帰途少年武者扮装行列、擊劍源平野試合、棒踊、娘劍舞等に興じて磯邸に帰り、夜はまた娘手踊、薩摩琵琶等の余興あり、同じく湾内碇泊の各艦はイルミネーションをなし、市民また提灯行列をしてその旅情を慰め奉つたのである。翌四日午前十時、天神ヶ濱の曳網御覽の後、浄光明寺に西郷隆盛の墓に詣で、且つ記念の写真撮影をなし、次いで興業館を経て照国神社に参拝、更に加治屋町の大久保利通・西郷隆盛誕生地に至つて、それぞれ樟苗を栽植せられたのである。かくして磯邸に帰られ、島津公爵を初め、知事・市長其の贈品を受け、しばし休憩の後、午後四時磯邸御出門、ダイヤモンド号に乗船、夕刻五時五十分抜錨と共に、宮島に向はせられたのであつた。

(5) 伝記の執筆は、まず中村徳五郎と西村天因によつて行われた。前者は主に系図等の史料収集を中心に作業を進め『侯爵松方正義卿実記』を完成させ、後者は主に松方本人からの聞き取りを中心に『海東侯傳記資料』等を完成させた。

松方正義の死後の昭和一〇(一九三五)年に遺族の依頼を受けて、徳富蘇峰が前の二冊を底本に執筆したのが『公爵松方正義傳』である。

(6) 大蔵省では、この「松方家文書」を基に大蔵省の正史ともいふべき『明治財政史』全一五卷(明治三三〜三六年)を編纂した。

なお、「大蔵省文庫」は省庁再編に伴い、平成一三年一月六日付で「財務

省図書館」と改称された。

(7) 『鹿児島県史』第四卷、三四三頁・七六八頁・一〇二九頁

(8) 『鹿児島市史』II(昭和四五年、鹿児島市)九八八頁

(9) 『鹿児島史蹟めぐり』(昭和四年、鹿児島尋常高等小学校)三八頁

なお、同館の建設の経緯や具体的な展示品については、宮下満郎氏の「教育参考館と展示品目録—鹿児島新聞を中心に—」(『敬天愛人』第一八号)に詳しく紹介されている。

(10) 島津久光の三男珍彦の子で、男爵重富島津家を継いだ。

(11) 『しらゆき—島津忠重 伊楚子 追想録—』(昭和五三年、島津出版会)四九八頁

(12) 島津忠重著の『炉辺南国記』(鹿児島史談会、昭和三二年)・『なみかけ』(東京書院、昭和四〇年)・『ふるさと』・『はばたき』(東京書院、昭和四一年)や鹿島晃久編集の前掲『しらゆき』といった随筆や追悼録に頼る他なかった。

(13) 松尾千歳「明治十六年御家政御改革見込書」について—明治初期の島津家の職制・諸事業—(『尚古集成館紀要』第六号)

同 「明治初期の島津家資産をめぐる諸問題—島津家執事方記録の紹介—」(『尚古集成館紀要』第七号)

寺尾美保「明治大正期の島津家について—明治三十二年・大正十年の『職制』を中心に—」(『尚古集成館紀要』第六号)

同 「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する一考察—華族の資産運用と顧問制度の関係—」(『尚古集成館紀要』第七号)

同 「明治十年代の島津家の家政運営と財政事情—鉢山近代化事業をめぐる島津家と明治維新—」(『尚古集成館紀要』第八号)

同 「島津家の世襲財産」(『鹿児島歴史研究』創刊号)

同 「家範」についての一考察」(『鹿児島歴史研究』第二号)など

(14) 『松方正義関係文書』第八卷、二八三頁

(15) 『しらゆき』四六六頁

(16) 「島津家の編輯事業と島津家文書の伝来について—明治以降の家政史料を中心に—」(明治維新史学会20周年記念大会における研究報告、平成二年一〇月一五日、於鹿児島歴史資料センター黎明館)

(17) 『松方正義関係文書』第九卷、二八七頁

(18) 寺尾美保、前掲「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する一考察—華族の資産運用と顧問制度の関係—」

松方巖(一八六二—一九四二)は、ドイツ留学後銀行界に入り、十五銀行頭取を務めるなど財界の重鎮として活躍。昭和二(一九二七)年の金融恐慌によって十五銀行が危地に陥った責任を痛感し、同行再建のために全財産を提供し同時に爵位を返上、一切の公職から隠退した。その間島津家の家政改革において、特に財政面では大きな役割を果たした。

また、松方正義の次男の正作(一八六三—一九四五)も、同じく大正七年設置の臨時調査所に「宝物其他重要物品ノ取扱並保存」に関する臨時委員として名を連ねている。正作は外交官としてヨーロッパ各国に駐在の経験があり、西洋美術に通じており美術品に対する眼識に優れていたため、尚古集成館の設置に際して臨時委員に任命されたものと思われる。

(19) 『鹿児島新聞』(鹿児島新聞社) 大正一一年五月九日

(20) 前掲『英米史辞典』

(21) 前掲『鹿児島新聞』 大正一一年五月一〇日

伊集院彦吉(一八六四—一九二四)は、鹿児島出身で東京帝国大学卒業後、外務省に入り清国公使・イタリア大使等を歴任。ウェールズ殿下の訪問に際しては接伴員を任せられ帰鹿。翌二二年には第二次山本権兵衛内閣に外務大臣として入閣。

【後記】

最後になりましたが、貴重な資料を提供していただきました松方峰雄氏を初め松方家の方々に感謝申し上げます。また近代の島津家の家政については、尚古集成館学芸員の寺尾美保氏にご助言をいただきました。併せて謝意を表します。

